

## 埼玉県私立学校振興資金融資取扱基準

### 1 趣旨

この基準は、埼玉県私立学校振興資金融資の取扱いについて、埼玉県私立学校振興資金融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 複数の学校を設置する学校法人等の取扱い

複数の学校を設置する学校法人等にあつては、当該年度中に、1校についてのみ融資を受けることができるものとする。

### 3 当該年度中に複数の事業についての融資申請があつた場合の取扱い

要綱第5条第1項に掲げる事業区分の二以上に該当する事業について申請があつた場合には、学校法人等が希望するいずれかの事業区分に該当する事業についてのみ融資を受けることができるものとする。

### 4 過年度において融資を受けた学校法人等から融資申請があつた場合の取扱い

過年度において融資を受けた学校法人等から、その償還期間中に、同一学校に係る新たな事業について申請があつた場合には、過年度において実施した融資の元本の残高と新たな融資額との合計が、要綱第5条に掲げる当該事業の限度額を超えないものとする。

### 5 地震等に対する安全性の向上を目的とした校舎の改修に係る事業の認定 次の基準によるものとする。

#### (1) 木造校舎

ア 昭和49年度以前に建築された木造校舎の改修にあつては、耐震性に関する調査の有無にかかわらず、当該事業の対象とする。

イ 昭和50年度以降55年度以前に建築された木造校舎の改修にあつては、校舎の構造、地質等の調査を行うことにより、地震対策を目的とした校舎の改修を要するとの判断がなされたこと。

ウ 昭和56年度以降に建築された木造校舎の改修にあつては、「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」（昭和62年財団法人日本建築防災協会策定）による耐震診断を行った結果、総合評点が1.0に満たないこと。

エ 上記のほか、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行規則（昭和33年文部省令第21号）」第2条の規定による耐力度が、おおむね6,000点以下になったものでも可とする。

## (2) 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造校舎

ア 昭和55年度以前に建築された鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の校舎の改修にあつては、校舎の構造、地質等の調査を行うことにより、地震対策を目的とした校舎の改修を要するとの判断がなされたこと。

イ 昭和56年度以降に建築された鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の校舎にあつては、「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」による耐震診断を行った結果、構造耐震指標がおおむね0.7に満たないこと若しくは保有水平耐力に係る指標がおおむね1.0に満たないこと。

ウ なお、耐震診断方法については、鉄骨造の校舎にあつては、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説(1996)」(平成8年、(財)日本建築防災協会発行)によるものとし、鉄筋コンクリート造の校舎にあつては、「改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(平成7年改訂版、(財)日本建築防災協会発行)に定める「第2次診断」又は「第3次診断」によるものとする。

エ 上記のほか、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行規則」第2条の規定による耐力度が、おおむね5,000点以下になったものでも可とする。

## 6 「調理室、食堂等」及び「保冷库、調理機材等」の定義

「調理室、食堂等」とは、学校が所有する建物であり、給食等に使用するものであること。

「保冷库、調理機材等」とは、保冷库のほか、給食等に必要な備品で、衛生面の向上を目的としたものであること。

## 7 対象事業費

(1) 校舎の建築及び改修に係る対象事業費は、別表に定める本工事費及び附帯工事費(改修にあつては、3に定める耐震診断に要した経費を含める。)の総額を限度として、当該工事費の面積単価並びに建築面積等から判断した当該事業の必要性を考慮して、定めるものとする。

(2) 校地の購入に係る対象事業費は、買収費及び造成費の総額を限度として、購入単価及び購入面積並びに具体的な用途から判断した当該事業の必要性を考慮して、定めるものとする。

(3) 教育機器の購入に係る対象事業費は、専修学校が行う高等課程の教育課程の教育に必要な機械、器具等であつて、1個又は1組の価格が500

万円以上の機器の購入費とする。

(4) 調理室、食堂等の改修にあつては、学校が所有する施設又は設備の改修費用及び購入費用とする。

また、調理機材等の購入に係る対象事業費は、衛生面の向上を目的とした調理等に使用する備品等の購入費とする。

## 8 事業期間

融資対象事業は、原則として申請をする当該年度中に契約を締結し、かつ引渡し及び支払いが完了するものとする。ただし、校舎の改修又は建築にあつては、申請をする当該年度中の支出見込額の範囲内で、7に定めるところにより事業内容を勘案した上で、融資対象事業とすることができる。

## 9 融資申請書の提出等

学校法人等は、融資申請書の提出に当たって、あらかじめ取扱金融機関の内諾を得るものとする。

## 10 融資申請書の添付書類

要綱第7条第1項(13)の「融資の費途に係る参考資料」は、次のとおりとする。

(1) 地震等に対する安全性の向上を目的とした校舎の改修にあつては、5に定める基準を満たすことを示す判定表(別紙1又は2)又はこれに準ずる資料、工事請負契約書の写し、工事費の内訳書、工程表、図面(配置図、平面図、立面図等)、建築確認通知等の写し

(2) 上記以外の校舎の建築にあつては、工事請負契約書の写し、工事費の内訳書、工程表、図面(配置図、平面図、立面図等)、建築確認通知等の写し

(3) 校地の購入にあつては、売買契約書の写し、不動産鑑定評価書等購入価格の設定に当たって参考とした書類、土地登記簿謄本、公図写し、実測図、利用計画を記載した書類、農地転用許可申請書及び許可書の写し

(4) 教育機器の購入及び保冷庫、調理機材等の購入にあつては、購入物品一覧表、購入契約書の写し、見積書の写し、納品または請求書の写し、購入物品のカタログ等

(5) 調理室、食堂等の改修にあつては、工事請負契約書の写し、工事費の内訳書、工程表、図面(配置図、平面図、立面図等)

## 11 融資申請書等の記載事項の変更

事業計画等の変更により、融資申請書、借入申込書等の提出書類の記載事項を変更する必要がある場合は、申請者は、速やかに書面により知事に

報告するものとする。

## 12 融資を受けることができない場合

次のいずれかに該当する場合は、融資の対象としないものとする。

- (1) 当該学校法人等に償還能力が乏しいと認められる場合、又は償還計画が不確実な場合
- (2) 当該学校法人等が過去に受けた融資（当該融資のほか日本私立学校振興・共済事業団による融資を含む）の償還について、元利支払いが甚だ不良である場合、又は滞っている場合
- (3) 当該学校の生徒数が定員に比して著しく少ない場合
- (4) 事業計画が、当該学校に必要と認められる施設等の規模に対して、過大なもの

## 13 融資依頼額の決定

融資依頼額は、要綱及びこの基準等に定めるところにより、予算の範囲内において決定するものとする。融資依頼額が決定された場合は、知事は、取扱金融機関に対して融資を依頼し、かつ、申請者に対してこの旨を通知するものとする。

## 14 融資の実行

融資の実行は、原則として以下の時期とする。

- (1) 校舎の改修又は建築（地震対策等を目的とした事業を含む）並びに調理室、食堂等の改修については、工事の着工日以降
- (2) 校地の購入については、売買契約締結日以降
- (3) 教育機器並びに保冷库、調理器材等の購入については、購入契約締結日以降

## 15 預託の実行

融資に対する資金の預託については、要綱第8条に定める資金（貸付、借入）報告書を受理した日から1か月以内に行うものとする。

ただし、当該年度中とする。

### 附 則

この基準は、平成12年度の融資から適用する。

別表

1 本工事費

工事の種類	附帯工事に含めるものの例	附帯工事に含まないものの例
建物の躯体工事	基礎、軸組、床、小屋組、壁体	家具又は机、椅子、タンスカーテン等、建物に固定されていても備品と見なされる物については、本工事には含まないものとする。
仕上げ関係工事	屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ	
雑工事	建物に一般的に付随する物で、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、雨具、カバン等の物入れ及び物かけ、換気扇、排気天蓋、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに付随する足洗場及び水飲み場等の工事費を含めるものとする。	

2 附帯工事費

工事の種類	附帯工事に含めるものの例 ( 下記の工事のための電気配線、配管、変圧器の工事を含む。 )	附帯工事に含まないものの例
電燈照明工事	差し込み口、取付照明器具、建築当初取付照明燈	移動照明器具
給水工事	給水管、給水栓、手洗、洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井	
衛生工事	汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ	
冷暖房工事	配管、ダクト、放熱器、ボイラー、冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突	ストーブ等、備品的な冷暖房器具
ガス工事	ガス配管、諸コック	ガス器具（コンロ）
給食リフト工事	給食リフト一式	
防火、消火工事	火災報知器、感知器、火災警報器、消火栓、ボックス一式及び消防署への直接連絡設備	
放送等弱電工事	室内スピーカー、電気時計	放送機器、マイクロホン
避雷工事	避雷針設備工事一式	
排水工事	配水管、トラップ、犬走り、側溝、排水ポンプ	
門、圍障等の工事	門、柵、塀及び吹き抜けの渡り廊下	

注) 附帯工事は、本工事に附帯する工事であって、当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事、同一敷地でない工事は含まないものとする。

耐震診断表（木造校舎用）

設置者名					学校名			
建物階数		構造の種類		W				
耐震診断の対象 となった棟		棟番号	建築年	面積		左のうち今回診断対象分		
診 断 項 目			評 点			評点の求め方		評 点
A	地盤	基礎	地盤	良い・普通	やや悪い	非常に悪い	Aの値は左表に準じて求める。ただし、地盤図、設計図面や実地調査結果に基づいて見直す。 「診断適用外」となった場合は、基礎の補修改修を要する。	
		鉄筋コンクリート造布基礎		1.0	0.8	0.7		
	無筋コンクリート造布基礎		1.0	0.7	0.5			
	基礎	ひび割れのあるコンクリート造布基礎	0.7	診断適用外				
		その他の基礎(玉石、石積、ブロック積)		0.6				
B	建物の形	整形		1.0		B×Cの値は偏心率(Re)を方向別に計算し、求める。 なお、著しく不整形のものは別途検討する。		
		平面的に不整形		0.9				
		立面的に不整形		0.8				
C	壁の配置	つりあいのよい配置		1.0				
		外壁の一面に壁が1/5未満		0.9				
		外壁の一面に壁がない(全開口)		0.7				
D	筋かい	筋かいあり		1.5		D×Eの値を計算方法に従い、方向別に求める。		
		筋かいなし		1.0				
E	壁の割合	1.8～		1.5				
		1.2～1.8		1.2				
		0.8～1.2		1.0				
		0.5～0.8		0.7				
		0.3～0.5		0.5				
		～0.3		0.3				
F	老朽度	健全		1.0		Fの値は左表に準じて求める。ただし、実地調査結果に基づいて見直す。		
		老朽化している		0.9				
		腐ったり、白ありに喰われている		0.8				
総合評点 (A×(B×C)×(D×E)×F)						(B×C)×(D×E)は方向別に求める。 評価は、数値の小さい方を採用する。		
全体事業費			千円	うち耐震診断(補強設計含)分		千円		
診断者の所見			(診断を終了した日)					
既存建物の耐震性能の評価								
補強設計と補強後の耐震性能の評価								
診断者の氏名及び資格								

耐震診断表 (鉄骨造及び鉄筋コンクリート造用)

設置者名					学校名					
建物階数	階	構造の種類			RC	S	SRC	その他 ( )		
耐震診断の対象 となった棟	棟番号	建築年			面積			左のうち今回診断対象分		
適用した方法	第2次診断			第3次診断			その他 ( )			
I s 又は q が 不足の方向・階	けた行き				はり間				I s が最低 の方向・階	
	1階	2階	3階	4階	5階	1階	2階	3階		
I s , q 各 指標の最低値					建物全体の補強・改修内容について					
耐震性能に 係る各数値	既存建物		補強設計		補強前・補強後で左欄の数値が変更なった場合					
E o					RC壁 : 増設 ( ) 補強 ( )					
F e s					RCそで壁 : 増設 ( ) 補強 ( )					
Z					RC柱 : 増設 ( ) 補強 ( )					
R t					ブレース : 増設 ( ) 補強 ( )					
I s					耐震スリット : 増設 ( )					
q					基礎 : 増設 ( ) 補強 ( )					
					荷重軽減 : 軽減箇所名 ( )					
					その他 :					
全体事業費					千円	うち耐震診断(補強設計分)			千円	
診断者の所見					(診断を終了した日)			年	月	日
既存建物の耐震 性能の評価										
補強設計と補強後の 耐震性能の評価										
診断者の氏名及び資格										